

ニュースレター第34号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第34号」を送付させていただきます。



紅葉の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

10月も過ぎ、今年も残すところ早2ヵ月となりました。

これから年末にかけ、一層寒くなってまいりますので、風邪など召されませぬよう、お身体ご自愛下さい。

未筆ながら、皆様のご健康とご多幸をお祈り致します。

## ピックアップLAW NEWS 「労働時間のルールと企業の責任」

昨今、長時間労働の問題が再びクローズアップされていますが、法律の規定とこれに違反した場合の企業の責任等について簡単に整理したいと思います。（※下記に記載した事項がすべてではなく、例外事項も多々ありますが、本稿では紙面の関係上、基本的な原則のみ整理しております。）

### 1. 労働基準法のルール

労働基準法32条では、「使用者は、原則として、休憩時間を除き、1週間について40時間を超えて労働させてはならず、1週間の各日については、休憩時間を除き1日に8時間を超えて労働させてはならない。」と定められています。

なお、判例上、「労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価できるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではない」とされています。

つまり、例えば、労働契約上、労働時間が9時から17時とされていても、実際には、始業時刻前8時から、使用者から一定の行為を義務づけられていれば、労働時間は8時から17時とされます。

労働基準法の定める原則は、上記のとおり、そもそも上記労働時間を超えて労働させてはならないとされており（違反すれば刑事罰もあります）。

もっとも、労働基準法36条では、使用者は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で書面による協定を交わし、これを行政官庁に届け出た場合には、その協定で定めるところにより労働時間を延長し、又は休日に労働させることができると規定されています。

これが、いわゆる36(さぶろく)協定とよばれるものです。

次のページに続きます ▶▶



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎ 0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分  
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分  
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分  
都市高速天神北ICより車で5分

36協定を締結すれば、労働時間の延長も適法となりますが、無制限に延長しても良いというわけではなく、厚生労働省は、この労働時間延長の限度(限度基準)を定めており、原則としては、1ヵ月45時間、1年360時間が延長の限度とされています。

## 2. 長時間労働させた場合の企業の責任

36協定を締結せずに時間外労働をさせていた場合や、36協定で定めた延長時間を超えて時間外労働をさせていた場合、**労働基準法違反となり、一般的には、まずは労働基準監督署から是正勧告が行われること**になります。

是正勧告はあくまでも行政指導ですので、そのみがなんらかの不利益処分を伴うものではありませんが、是正勧告に従わない、繰り返して是正勧告を受けるなどする場合には、**書類送検され、刑事事件に発展する**場合もあります。

なお、これまでは、違法な長時間労働については、書類送検された段階で企業名の公表がされていましたが、昨年からは、厚生労働省の方針により、大企業で一定の基準を満たした場合には、**是正勧告の段階で企業名の公表**がされることとなりました。

これまでの公表実績は大企業を対象としていることもあり、1件のみでしたが、今後、**対象企業が拡大される可能性もある**のではと思われます。

**労基法違反による企業名の公表は、企業存続にとって致命的な影響を与える可能性もありますので、注意が必要です。**

さらに、長時間労働に起因して、当該従業員に脳・心臓疾患、精神障害等が生じた場合、民事上、安全配慮義務違反として損害賠償責任を負う可能性もあります。

(文責:弁護士 桑原 淳)



## ★アメリカ視察 2016年★

今月、代表の宮田が、渡米し、時価総額世界1~5位の企業の視察を行いました。

そのうちの1社であるGoogle社の視察で感じたことをお伝えしたいと思います。

Google社の理念は、なんと創業時からずっと変わっておらず、その理念や行動指針は、全社員に浸透しております。

また、従業員は、「働きがい」「やりがい」を求めて働いており、その思いが満たされる環境づくりが徹底されていると感じました。

業務効率化を図るためのIT化や、時短・在宅勤務などの多様な働き方等、組織活性化のための体制が整っていました。

今回の視察を通じて感じたことは、世界的な大企業でも、全社員に**理念**がしっかり確実に浸透しているということです。

当事務所も創造を繰り返し、変化し続けるよう、改めて理念を共有し邁進する所存です。



編集  
後記

読書の秋ですね！最近、当事務所では、スタッフそれぞれのおすすめの本を皆で共有できるような仕組みをつくりました！沢山の良い本との出会いを期待しています！  
(編集 北原)